

伊丹市立伊丹高等学校普通科の 新通学区域に係る基本方針（案）

平成24年9月26日

伊丹市教育委員会

目 次

はじめに	1
1. 通学区域をめぐる状況	1
(1) 通学区域の設定に関する規制緩和	1
(2) 県の動向	1
(3) 市高の通学区域	2
(4) 市高の入学者選抜制度の変遷	2
2. 基本的な考え方	2
(1) 普通科の通学区域	2
(2) G Cコースの通学区域	2
3. 併せて取り組むべき事項	3
(1) 新通学区域の円滑な導入に向けた情報提供	3
(2) 将来構想（ビジョン）の検討	3
(3) 市高の積極的なP R	3
おわりに	3

はじめに

明治 40 年からの歴史を持つ本市の市立高等学校では今年度、長年の課題であった全日制と定時制の分離が実現した。これにより、市立伊丹高等学校（以下「市高」という。）は、全日制の単独校となり、「学びたい学校」として、より多くの生徒が希望する学校になるよう、特色化・活性化策がこれまで以上に求められている。

本年 1 月 6 日、兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から「兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針」が発表され、現行の 16 学区を平成 27 年度入学者選抜から 5 学区に再編する方針が示された。

市高の通学区域は現在、「兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則」に定める「伊丹学区」と同一の区域に定められている。しかし、市高の通学区域については、伊丹市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が設定する必要があることから、市教育委員会は本年 8 月 10 日、伊丹市学校教育審議会に、グローバル・コミュニケーションコース（以下「GCコース」という。）を含む市高普通科の今後の通学区域のあり方について諮問し、9 月 12 日に答申を受けた。

市教育委員会は、この答申を基に伊丹市立伊丹高等学校普通科の新通学区域に係る基本方針（案）を策定した。

1. 通学区域をめぐる状況

(1) 通学区域の設定に関する規制緩和

平成 11 年 7 月制定の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第 50 条が改正され、都道府県教育委員会の権限とされていた高等学校の通学区域の指定を、市町村教育委員会が所管する高等学校については市町村教育委員会が定め、これを変更するときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に協議しなければならないこととされた。さらに、平成 14 年 1 月、地教行法の一部を改正する法律の施行に伴い、公立高等学校の通学区域の設定については、各教育委員会に委ねることとされた。

(2) 県の動向

県教育委員会では平成 21 年度から、「兵庫県高等学校通学区域検討委員会」を設置して新しい通学区域が検討されてきた。同委員会は平成 23 年 11 月、「兵庫県高等学校普通科の通学区域の在り方について（報告）」をとりまとめた。

これに基づき県教育委員会は平成 24 年 1 月 6 日、「兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針」を発表した。複数志願選抜の全県導入のもと、生徒の選択幅を可能な限り広げることを前提として、現行の 16 学区を平成 27 年度入学者選抜から 5 学区に再編すること、現伊丹学区については、尼崎学区、西宮学区、宝塚学区、丹有学区を合わせた「第 2 学区」にすることが示された。

全日制普通科（単位制）及び総合学科の学力検査における通学区域は、普通科（学

年制)の新通学区域と同一にすることとし、実施に向けた必要な制度設計等については、平成24年度内を目途に決定することとしている。

今回の新通学区域の検討に際し、県教育委員会は、説明会やパブリック・コメント等さまざまな手段で県民から意見を聴取している。

(3) 市高の通学区域

現在の市高の通学区域は下表のとおりとなっている。

学 科	通学区域
普通科	伊丹市 川西市 川辺郡
商業科	兵庫県内全域

上記通学区域は、「市立高等学校の管理運営に関する規則」により定められている。このうち普通科の通学区域については、平成11年の地教行法改正を受け、それまで「兵庫県公立高等学校の通学区域に関する規則の定めるところによる」としていた条文を平成13年2月に「伊丹市、川西市、川辺郡」と改め、今日に至っている。

伊丹市、川西市、川辺郡は、「兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則」に定める「伊丹学区」と同一の区域である。

(4) 市高の入学者選抜制度の変遷

市高における戦後の入学者選抜制度の変遷をみると、単独選抜と総合選抜が交互に2回ずつ実施されてきており、平成21年度入学者選抜からは「複数志願・特色選抜」制度が実施され、今日に至っている。

市高は、学区内の兵庫県立高等学校(以下「県立高校」という。)とともに「伊丹学区複数志願選抜管理委員会」を組織して入学者選抜を行っている。

また、GCコースについては、通学区域は普通科と同一だが、入学者選抜は単独で行っている。

2. 基本的な考え方

市教育委員会は、市高普通科の新通学区域に係る基本的な考え方を、次の2点にとりまとめた。

(1) 市高普通科の通学区域は、県立高校普通科(学年制)の通学区域に準じて設定する

同じ公立高等学校普通科(学年制)でありながら、県立高校と市立高校の通学区域や選抜制度が異なることになれば、生徒の志望校選択がより複雑化し、混乱を招くことが懸念され、そのような状況は回避すべきとの判断から、市高普通科の通学区域については、県立高校普通科(学年制)の通学区域に準じて設定することとする。

(2) GCコースの通学区域も、市高普通科の通学区域と同一にする

GCコースは、単独で入学者選抜を行っているが、あくまでも普通科の一部という位置付けであり、同じ通学区域でなければ混乱を招く恐れもあることから、これま

で同様に普通科の通学区域と同一にすることとする。

3. 併せて取り組むべき事項

今回の通学区域の拡大を契機に、各高等学校は、より魅力ある学校づくりが課題となる。今年度、全日制と定時制の分離が実現し、全日制の単独校となった市高は、とりわけいっそうの特色化・活性化が期待されている。

市高と市教育委員会は、次の各項に取り組み、新通学区域の円滑な導入を図るとともに、市高ならではの魅力ある学校づくりをめざす。

(1) 新通学区域の円滑な導入に向けた情報提供

新通学区域とその導入に伴う入学者選抜制度の変更点などについて、中学生・保護者等に対し、わかりやすく説明する機会を十分に持つこととする。

(2) 将来構想（ビジョン）の検討

市高はどのような学校をめざし、どのように改革していくのかについて、「今後の市立高等学校のあり方について－基本方針－」（平成21年9月、市教育委員会策定）に基づき、市高と市教育委員会事務局で組織する「市立伊丹高等学校特色化・活性化推進チーム会議」において、G Cコースの将来のあり方も含めて引き続き検討し実行していくこととする。

ビジョンの構築にあたっては、校内を中心に、教職員の意識改革も含めて検討し、市高の中から改革の機運を作り、盛り上げていくこととする。

(3) 市高の積極的なPR

第一志望校として選ばれる学校をめざし、現行の「オープンハイスクール」や「中学校での説明会」など生徒・保護者向けの情報発信を継続するとともに、全定分離の利点を活かした新しい取り組みを進めるなど、市高の教育の良さを積極的にアピールすることとする。

市高のビジョンがまとまれば、あらゆる機会をとらえて新通学区域全体に広報することとする。

おわりに

市高は、普通科、普通科G Cコースとも、志願者倍率が県平均倍率に比べ高い状況にあり、「学びたい学校」として一定の評価を得ている。しかし、通学区域拡大により、生徒の選択幅が広がり、高校にとっては、生徒に選ばれるための魅力ある学校づくりがより強く要請されることから、市高独自の創意と工夫に基づいた教育や特色化・活性化がこれまで以上に求められる。

市教育委員会は、この基本方針に基づき、新通学区域の円滑な導入を図るとともに、新通学区域において第一志望校として選ばれるような魅力ある学校づくりに全力で取り組む所存である。